

国際科学技術共同研究推進事業（戦略的国際共同研究プログラム）

「国際共同研究拠点」FAQ

1. **Q** MoC (Memorandum of Cooperation)、共同研究契約の必須記載項目を教えてください。

A 採択後は速やかに具体的に合意した内容（共同研究の実施、相手国の機関による拠点スペースの提供等の具体的な支援・協力）を明記した MoC を締結してください。さらに、本事業に参画するすべての日本・相手国の機関によって、コンソーシアムの形成、知的財産権の帰属先、相互守秘義務等の項目を包含した共同研究契約の締結をお願いします。
2. **Q** 共同研究拠点は必ず相手国の機関に設置しなければならないのでしょうか。

A 本事業は日本と相手国との実質的な連携を求めており、相手国（複数の場合を含む）に所在する相手国の機関に提供を受けたスペース内に設置していただくことを想定しています。ただ、相手国の事情により、人的、資金的支援・協力などを受けて、相手国に設置された日本の機関の出先事務所等の内に本共同研究拠点を設置する場合はご相談ください。
3. **Q** 国際共同研究ネットワーク構築のための実施基盤としてのコンソーシアムを構成する機関数は日本および相手国・地域のおのおのを複数とする必要がありますか。

A 特定の日本の機関を支援する趣旨ではありませんので、日本および相手国・地域のおのおのの複数機関が形成する研究コンソーシアムによる共同拠点づくりを推奨しています。おのおのの機関数を複数とすることは必須要件ではありませんが、日本国内および相手国・地域との太いパイプづくり、広いネットワークづくりを心がけていただきます。
4. **Q** 研究提案までにコンソーシアム未参加であった機関も中途参加することはできますか。

A オープンイノベーション拠点への機関の出入りはオープンです。本事業とするため、特に ASEAN 域内においては、参加の時期にこだわることなく可能な限り多くの国の機関に国際研究協力のネットワークを広げていただき、研究成果の展開活動をおこなっていただくことを推奨します。この場合、必要に応じ、新たに参加する機関を含めた共同研究契約の再締結をお願いします。

5. **Q** 日本人若手研究者の年齢・要件等について具体的に教えてください。
- A** 特に年齢要件は設けておりませんが、助教、講師、准教授、あるいは相当の職に就かれている研究者を想定しています。新たに雇用される方を派遣することを検討される場合はご相談ください。
6. **Q** 日本人若手研究者の相手国駐在要件として、“常駐または定期的に駐在する”とありますが、“定期的”とは具体的にどの程度の駐在期間を指すのか教えてください。
- A** 特に設けてはおりません。ただし、日本の顔がみえる支援という本事業の趣旨に基づき、支援期間（約 5 年間）を通じて複数の日本人研究者が交替しながら駐在する場合であっても、短期駐在のローテーションを想定してはならず、ひとりひとりの研究者が実質的な共同研究を実施するために適した駐在期間、例えば年単位での駐在期間となるようにご配慮ください。
7. **Q** 共同研究拠点が複数の相手国にまたがる場合、サテライト拠点に対しても日本人研究者を駐在させる必要はあるのでしょうか。
- A** 本事業の趣旨に基づき、ハブとなる拠点の設置国とサテライトとなる拠点の設置国に所在するすべての拠点に日本人研究者が定期的に駐在し共同研究の成果を出せるようなネットワークの構築が望まれます。
8. **Q** 中核となる共同研究拠点到常駐し、成果の社会実装・現地展開活動を担うコーディネーターは、必ず日本の機関から派遣しなければいけませんか。
- A** 現地に適切な人材 1 名の配置を行っていただきます。現地の実情等に従い、外国人コーディネーターの起用も可能です。
9. **Q** 日本の機関との共同研究契約により、相手国の機関に対し本事業予算を配分することはできますか。
- A** 予算を執行できるのは、本事業に参画する日本の機関のみです。
10. **Q** 研究提案書に、研究費の積算根拠を記載する必要がありますか。
- A** 研究費の積算根拠を記載する必要はありませんが、費目ごとの研究費計画や研究機関ごとの研究費計画を研究提案書の様式 5 に記載してください。また、面接（2次）選考の対象となった方には、研究費の詳細等を含む補足説明資料の作成を別途お願いする予定です。
11. **Q** 本事業の研究費の執行ルールは、どのようになっていますか。

- A** 基本的には、以下の委託研究契約事務処理説明書およびFAQに記載のルールが適用されますので、参照してください。

【事務処理説明書】

(大学等) http://www.jst.go.jp/inter/sicorp/h26a/keiyaku_h26_manual_a.pdf

(企業等) http://www.jst.go.jp/inter/sicorp/h26c/keiyaku_h26_manual_c.pdf

【FAQ】

(大学等) http://www.jst.go.jp/inter/sicorp/h26a/keiyaku_h26_faq_a.pdf

(企業等) http://www.jst.go.jp/inter/sicorp/h26c/keiyaku_h26_faq_c.pdf

- 1 2. **Q** 研究機関が相手国に設置した海外事務所等の名義で開設した銀行口座に対し、日本から研究費を送金して、現地で執行することは可能ですか。
- A** 研究機関の規程に基づき、執行することが可能です。
- 1 3. **Q** 相手国機関に設置した拠点で共同研究を実施する上で、研究費の執行に関し、特に留意すべき点はありますか。
- A** 当該委託研究の遂行のために直接的に必要な経費のみが支出対象となります。研究用設備については、相手国機関の既存設備の状況を勘案し、必要性・妥当性を十分に検討した上で、必要不可欠なもののみを調達して下さい。委託研究契約を締結するにあたり、研究機関の種別が「大学等」と認められた場合、拠点で取得した物品は研究機関の所有となりますので、研究機関の物品管理規程等のルールにしたがって、当該物品を適正に管理して下さい。また、一定の要件のもと、研究機器の共用使用および合算購入、旅費・消耗品費・光熱水料等の合算使用が認められておりますので、事務処理説明書およびFAQをご確認ください。
- 1 4. **Q** 共同研究参加者である相手国機関に所属する研究者、コーディネーター等が現地で研究費を執行することは可能ですか。
- A** 研究機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づき、研究機関の責任において公的研究費の管理・監査の体制を整備した上で、委託研究費の適正な執行に努める必要があります。各研究機関の規程に基づき、必要な権限を付与された方が必要な決裁手続のもとに研究費を執行する必要がありますので、研究機関の責任において適切に判断の上、対処して下さい。
- 1 5. **Q** 本事業の委託研究費より、共同研究参加者である相手国機関の研究者等の人件

費を支出することは可能ですか。

A 相手国側の人件費は相手国側の負担となります。

16. **Q** 本事業の委託研究費より、共同研究参加者である相手国機関の研究者等の旅費を支出することはできますか。

A 研究計画書に記載の共同研究参加者として登録されていれば、当該委託研究の遂行のために直接的に必要な場合に限り、招聘旅費等を支出することが可能です。

以上